

## 似ている言葉のお問合せ



### ● 「区民ホール」と「区民会館」

区民ホール(区民ホールは区役所3階にあります)

市民の皆さんのコミュニティづくりの場として、健全な集会や各種の行事に利用していただく施設です。

➡1階9番窓口(地域) TEL:06(4809)9734

区民会館(区民会館とは大阪市立東淀川区民会館のことです)

区民の交流・活動の場としてどなたでもご利用いただける施設です。

➡東淀川区民会館(東淡路1丁目4番53号) TEL:06(6379)0700 FAX:06(6379)0800

### ● 様々な「自立支援」について

詳細は、次の担当までお問合せください。

自立支援給付 ※障がいの種別によって、障がい者手帳の交付を受けていることが必要です。

障がいのある方に関する福祉サービス、福祉用具(補装具)などの費用の一部を給付します。

➡精神障がい・難病のある方は、2階22番窓口(保健企画) TEL:06(4809)9882

➡身体・知的障がいのある方は、2階27番窓口(高齢者・障がい者) TEL:06(4809)9845

### 自立支援医療

心身の障がいを治療、除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する医療制度です。

➡精神通院医療は、2階22番窓口(保健企画) TEL:06(4809)9882

➡更生医療、育成医療は2階27番窓口(高齢者・障がい者) TEL:06(4809)9845

※更生医療とは、18歳以上の身体障がい者手帳の交付を受けた方を対象に、身体障がいの軽減と機能を改善して日常生活を容易にするための医療です。

※育成医療とは、18歳未満で身体に障がいを有する児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる児童を対象に、治療により身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療です。

### 生活困窮者自立支援事業

生活にお困りごとを抱えた方の自立を、包括的・継続的に支援します。

➡1階11番窓口(相談業務は「くらしのみのり相談窓口」で行います。)

TEL:06(6320)0231 FAX:06(6327)2840 MAIL:hysoudan@aroma.ocn.ne.jp

\*5ページにも情報が掲載されています。「●自立相談支援機関 くらしのみのり相談窓口(生活保護以外)」の部分をご覧ください。生活保護を受給されている方は、対象外です。

### ● 「市府民税」と「所得税」(税に関するお問合せ)

市府民税について

➡梅田市税事務所(市民税グループ) TEL:06(4797)2953

所得税について

➡東淀川税務署 TEL:06(6303)1141(代表)

